

入札説明書

【一般競争入札（総合評価落札方式）】

業務名称:エルサルバドル国首都圏建物の耐震評価と耐震補強のための能力強化プロジェクト詳細計画策定調査(評価分析)(一般競争入札(総合評価落札方式))

調達管理番号:20a00824

- 第1章 入札の手続き
 - 第2章 特記仕様書
 - 第3章 技術提案書作成要領
 - 第4章 経費積算に係る留意事項
 - 第5章 契約管理及び契約金額の確定（精算）に係る留意事項
 - 第6章 契約書（案）
- 別添様式集

注) 本案件の技術提案書の提出方法につきましては、「電子データ（PDF）」とさせていただきます。
詳細については「第1 7.入札書・技術提案書の提出」をご確認ください。

2020年12月2日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する入札書に記載された入札金額に基づいた価格評価点との総合点により落札者を決定することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する入札方式を採用します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係る技術提案書及び入札書の提出を求めます。

第1章 入札の手続き

1. 公示

公示日 2020年12月2日

2. 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：エルサルバドル国首都圏建物の耐震評価と耐震補強のための能力強化プロジェクト詳細計画策定調査(評価分析)（一般競争入札（総合評価落札方式））
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書」のとおり
- (3) 適用される契約約款：
「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、入札書において、消費税を加算して応札金額を提示してください。
- (4) 契約期間（予定）：2021年3月から2021年5月
上記の契約履行期間を分割する想定はありません。

4. 窓口

【選定手続き窓口】

〒 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達・派遣業務部

担当者：契約第一課 小嶋良輔 Kojima.Ryosuke2@jica.go.jp

注）持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

地球環境部 防災グループ 防災第二チーム

5. 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることも認めません。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- a) 競争開始日（入札書の提出期限日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- b) 競争開始日の翌日以降から、契約相手確定日（入札会での落札宣言日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- c) 契約相手確定日（入札会での落札宣言日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- d) 競争開始日以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格制限

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めません。

1) 全省庁統一資格

令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR（Terms of Reference）を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人となることも認めません。（本件については、該当の法人・個人はありません。）

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約締結までに確認します。

6. 入札説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：2020年12月11日（金）正午まで
- 2) 提出先：上記4. 窓口
- 3) 提出方法：電子メール

（公正性・公平性等確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。ご了承下さい。）

(2) 質問への回答

上記（1）の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供します。

- 1) 2020年12月17日（木）までに以下の機構ウェブサイト上に掲示します。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

- 2) 回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。入札金額は回答による変更を反映したものと取り扱います。

(3) 説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は当機構の判断により、入札説明書の内容を変更する場合があります。変更は、遅くとも入札書提出期限の2営業日前までに当機構ホームページ上に行います。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

変更の内容によっては、当該変更内容を提出される入札書に反映するための期間を確保するため、入札書提出期限を延期する場合があります。

7. 入札書・技術提案書の提出

- (1) 提出期限：2020年12月25日 12時

(2) 提出方法：

技術提案書・入札書（押印付）とも、電子データ（PDF）での提出をとします。上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

（件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」）

なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及びプロポーザル・見積書の電子提出方法（2020年10月26日版）」をご参照ください。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

- (3) 提出先：当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL

- (4) 提出書類：技術提案書／入札書

(5) 技術提案書の無効

次の各号のいずれかに該当する技術提案書は無効とします。

- 1) 提出期限後に技術提案書が提出されたとき
- 2) 提出された技術提案書に記名、押印がないとき。ただし、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、在宅勤務等で、社印又は代表者印の押印が困難な場合には、記名、押印の省略を認めます。この場合、電子データでの送付時に責任者から送付いただくか、責任者をCCに入れて送付いただき、メール本文内に責任者の役職とお名前を明記くださるようお願いいたします。
- 3) 同一者から2通以上の技術提案書が提出されたとき
- 4) 虚偽の内容が記載されているとき
- 5) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

8. 技術提案書の審査結果の通知

技術提案書は、当機構において技術審査し、技術提案書を提出した全者に対し、2021年1月25日（月）までに、電子メールに添付した文書をもってその結果を通知します。

入札会には、技術提案書の審査に合格した者しか参加できません。また、技術提案書が不合格であった競争参加者の入札書（電子データ）は、当機構にて責任をもって削除します。

9. 入札執行の日時及び場所等

(1) 日時：2021年1月29日（金）14時～

(2) 場所：東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構内 会議室

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、対面ではない方式で実施します。
詳細につきましては、あらためてご連絡いたします。

(3) 競争参加者の出席

技術提案書の審査に合格した競争参加者の出席を求めますが、出席しなかった場合においても、入札書等は有効なものとして取扱います。

(4) 再入札の実施

すべての入札参加者の応札額が機構の定める予定価格を超えた場合は、再入札を実施します。1回目の札に対するパスワードを送付したメールへの返信で詳細を連絡します。（詳細については、12.入札会手順等（1）6）を参照）

(5) その他

入札会后、落札した社からは技術提案書と入札書の原本を提出いただきます。

10. 入札書

(1) 入札価格の評価は、「第2章 特記仕様書」に規定する業務実施に対する総価（円）（消費税込）をもって行います。

(2) 消費税を除く本体価格は千円単位としてください。千円未満の端数がある本体価格に消費税を加算した入札価格が提示された場合は、本体価格の千円未満の端

数を切り捨てた金額に消費税を加算した金額を入札価格（消費税込）とみなして評価します。

- (3) 競争参加者は、一旦提出した入札書を引換、変更又は取消することが出来ません。
- (4) 競争参加者は、入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ入札書を提出したものとみなします。
- (5) 入札保証金は免除します。
- (6) 入札（書）の無効
 - 次の各号のいずれに該当する入札は無効とします。
 - 1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
 - 2) 入札書の提出期限後に到着した入札
 - 3) 記名押印を欠く入札
 - ただし、コロナウイルス拡大の影響により、在宅勤務等で社印又は代表者印の押印が困難な場合には、記名、押印の省略を認めます。この場合、電子データでの送付時に代表者から送付いただくか、代表者をCCに入れて送付いただき、メール本文内に代表者の役職とお名前を明記くださるようお願いいたします。
 - 4) 金額を訂正した入札で、その訂正について押印のない入札
 - 5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - 6) 明らかに連合によると認められる入札
 - 7) 同一競争参加者による複数の入札
 - 8) 条件が付されている入札
 - 9) その他入札に関する条件に違反した入札

1.1. 落札者の決定方法

- (1) 評価方式と配点
 - 技術評価と価格評価を加算する総合評価落札方式とします。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。
- (2) 技術評価の方法
 - 「第3章 技術提案書作成要領」の別紙「評価表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点（小数点第1位まで計算）とします。
 - この技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格とします。

技術評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については極めて優れており、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については優れており、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80～90%
当該項目については一般的な水準に達しており、業務の履行が十分できるレベルにある。	70～80%

当該項目については必ずしも一般的なレベルに達していないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60～70%
当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難であると判断されるが、他項目の提案内容・評価によっては、全体業務は可能と判断されるレベルにある。	40～60%
当該項目の評価は著しく低いものであり、他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても、本項目の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われるレベルにある。	40%以下

(3) 価格評価の方法

価格評価点は、入札金額（応札額）が安価となるほど点が高くなります。ただし、ダンピング防止対策として、予定価格の80%を下回る入札金額については、逆に安価となるほど点が低くなります。具体的には以下の算定式により、計算します。

【入札金額が予定価格の80%を上回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = [(\text{予定価格} - \text{入札金額}) / \text{予定価格}] \times 100 + 80$$

【入札金額が予定価格の80%を下回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = 120 - [(\text{予定価格} - \text{入札金額}) / \text{予定価格}] \times 100$$

なお、予定価格を上回る入札金額（応札額）については、失格とします。

(4) 総合評価の方法

技術評価点と価格評価点80：20の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.8 + (\text{価格評価点}) \times 0.2$$

(5) 落札者の決定方法

以下のすべての要件を満たしたものを落札者とします。なお、落札となるべき総合評価点の者が2者以上あるときは、技術評価点が最も高いものを落札者とします。さらにこの場合、技術評価点が最も高いものが2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

- 1) 技術評価点が入札説明書において明示する基準点を下回らないこと
- 2) 入札金額が機構により作成された予定価格の制限の範囲内であること
- 3) 当該競争参加者の総合評価点が最も高いこと

1.2. 入札会手順等

(1) 入札会の手順

1) 技術点の発表

競争参加者各社の技術評価点を発表します。

2) 開札及び入札書の内容確認

既に提出されている入札書電子データのパスワードを e-koji@jica.go.jp へ送付していただき、入札書を開封し、記載内容を確認します。

3) 入札金額の発表

各競争参加者の入札金額を読み上げます。

4) 予定価格の開封及び入札書との照合

予定価格を開封し入札金額と照合します。

5) 落札者の発表

予定価格を超えない競争参加者の価格評価点及び技術評価点を算出し、これを合算して総合評価点を確認し、これを読み上げた上で、「落札者」の発表を行います。

6) 再入札

全ての入札金額が予定価格を超えた場合（以下「不落」という。）には、再入札を実施します。1 回目の札に対するパスワードを送付したメールへの返信で詳細を連絡します。再入札の連絡を受領後、入札書（PDF）とパスワード（別送）を以下の電子メールアドレス宛に送付をお願い致します。

パスワード送付先メールアドレス：e-koji@jica.go.jp

2 回目以降の札の送付に際しても、1 回目と同じ入札書の様式（別添様式集参照）を使用願います。

ただし、コロナウイルス拡大の影響により、在宅勤務等社印又は代表者印の押印が困難な場合には、記名、押印の省略を認めます。この場合、電子データでの送付時に代表者から送付いただくか、代表者を CC に入れて送付いただき、メール本文内に代表者の役職とお名前を明記くださるようお願いいたします。

7) 入札途中での辞退

「不落」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、次のように入札書金額欄に「入札金額」の代わりに「辞退」と記載し、e-koji@jica.go.jp へ送付してください。

金			辞				退			円
---	--	--	---	--	--	--	---	--	--	---

(2) 入札者の失格

入札会において、入札執行者による入札の執行を妨害した者、その他入札執行者の指示に従わなかった者は失格とします。

(3) 入札会の終了

3 回の入札でも落札者が決まらない場合、入札会を終了します。落札者が決まらずに入札会が終了した場合、競争参加者を対象に、(不落) 随意契約の交渉をお願いする場合があります。

1 3. 契約書作成及び締結

- (1) 落札者から、入札金額内訳書（「別添様式集」参照）の提出をいただきます。
- (2) 「第6 契約書（案）」に基づき、速やかに契約書を作成し、締結するものとします。
- (3) 契約書附属書Ⅲ「契約金額内訳書」（「第6章 契約書（案）」参照）については、入札金額内訳書等に基づき、両者協議・確認して設定します。

1 4. 競争・契約情報の公表

本競争入札の結果及び競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達 of 適正化に係る契約情報の公表について」を参

照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

技術提案書の提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

15. 誓約事項

技術提案書の提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、技術提案書提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- 1) 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- 2) 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- 3) 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- 4) 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- 5) 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- 6) 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。

- 7) 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
 - 8) その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。
- (2) 個人情報及び特定個人情報等の保護
- 法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。
- 本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して応募者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

16. その他

- (1) 配布・貸与資料
当機構が配布・貸与した資料は、本件業務の技術提案書及び入札書を作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。
- (2) 技術提案書の報酬
技術提案書及び入札書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。
- (3) 技術提案書の目的外不使用
技術提案書は、本件競争の落札者を決定し、また、契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、技術提案書に記載された情報を提供することがあります。
- (4) 不採用の技術提案書の扱い
落札者以外の技術提案書電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となった技術提案書で提案された計画、手法は無断で使用しません。
- (5) 虚偽の技術提案書
技術提案書に虚偽の記載をした場合には、技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした競争参加者に対して資格停止措置を行うことがあります。
- (6) 技術評価にかかる説明
技術提案書の評価内容については、入札会の日の翌日から起算して7営業日以内に調達・派遣業務部契約第一課（e-propo@jica.go.jp）宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、説明します。7営業日を過ぎても申込みはお受けしていません。説明は最大で30分程度を予定しています。
注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

第2章 特記仕様書

本競争は一般競争入札ですので、原則として特記仕様書の内容は変更できませんが、競争参加者の技術提案書等を踏まえ、誤記の修正や業務内容の具体化を目的とした追記等を行う場合があります。

1. 業務の背景・目的

エルサルバドル国のサンサルバドル首都圏（AMSS）は610km²の面積を持ち、国土の2.8%に相当している。この地域にはGDPの33%（83億8百万ドル）と総人口の27%が集中し、人口密度は2,655人/km²であり、中央政府システムも集中している。地理的な特徴としては、エルサルバドルは環太平洋火山帯の一部であり、複数の地殻プレート上に位置していることから、複雑な地震活動が盛んである。これまでもエルサルバドル国の首都が位置するサンサルバドル首都圏は頻繁に地震に襲われ、その度に経済・社会構造に被害が出ている。

近年で首都圏に深刻な被害をもたらした地震としては、1986年の地震（マグニチュード5.7、死者1,500人以上）と2001年の地震（マグニチュード7.6と6.6、死者1,159人）があげられる。これらの地震により、国の開発は中断され、多くのインフラ、公共・民間の建物や住宅に被害が出た。2001年の地震の後、公共工事省と民間セクターから成る被害評価委員会により公共建物及びAMSSの各市町村の被害評価が実施され、52の建物がレッド・フラッグ（主要要素に重大な損傷があり、使用不適切）、101の建物がオレンジ・フラッグ（大きな亀裂の存在、あるいは壁面に修理がなく、柱や梁に相当程度の損傷があり、地震に対して抵抗力が脆弱で倒壊の可能性あり）という結果となった。

首都サンサルバドルを襲ったこうした大地震（1986）の経験以降、サンサルバドル首都圏を構成する各市の市長は協力してこの緊急事態に素早く立ち向かい、それぞれの市の行政区分による障壁を越えて、国の経済生産の大半を支えている都市圏システムを回復させることに努力してきた。1987年には各市の間の連携を迅速化するため、14の市が参加してサンサルバドル首都圏市役所委員会（COAMSS）が設立され、サンサルバドル首都圏計画事務所（OPAMSS）もAMSSの国土計画、管理、規制を支援するために設置された。OPAMSSはあらゆるタイプの建設や土地利用に係る許可を与える権限を持ち、AMSSの適切な都市計画に係る関連規格や規則を決定する役割を持つ。

しかしながら、現在においても、既存建物の多くが一時的な修復や技術的基盤のない修理を経たのみで使用されており、適切な分析に基づく必要な補強とは言い難い現状がある。86年の地震から35年を経て、これらの建物は民間で使用されているのみではなく、公共のシステムを象徴するような建物、共和国議会や、財務省、運輸次官省、国家上下水道管理庁の建物としても使われており、また、地震の際、最も大きな被害があった旧市街に位置している。政府システムを機能させているこれら大建造物の耐震性には大きな懸念があり、適切な技術基準での適切な耐震性評価や設計実施に係る能力強化並びにそうした評価や設計に基づく耐震補強を通じての地震発生前のリスク削減が急務となっている。こうした背景から技術協力プロジェクト「首都圏建物の耐震評価と耐震補強のための能力強化プロジェクト」の要請があり、JICAは詳細計画策定調査を実施することとした。本調査では、エルサルバドル政府からの協力要請の背景、内容を確認し、先方政

府関係機関との協議を経て、協力計画を策定するとともに、当該プロジェクトの事前評価を行うために必要な情報を収集、分析することを目的とする。

2. 業務実施上の留意事項

(1) プロジェクトの概要

調査対象とするプロジェクトの概要は以下のとおり（現時点の想定案）。

1) プロジェクト名称

首都圏建物の耐震評価と耐震補強のための能力強化プロジェクト

2) プロジェクト実施機関

サンサルバドル首都圏計画事務所（OPAMSS）

3) プロジェクト実施期間

2021年9月～2025年8月

4) プロジェクト目標等

上位目標：

大建造物及び重要な公共建物の強化に焦点を当てた都市機能のレジリエンスを高めるための関連政策・規則が実施される。

プロジェクト目標：

耐震性の評価と補強に関する技術能力強化を通じて、AMSS 公共建物の地震リスクの低減を促進する政策実施能力が確立される。

成果：

成果1：耐震診断の質が向上し、適切な診断が実施される

成果2：耐震補強設計及び耐震設計の質が向上する

成果3：適切な耐震補強実施のための予算が確保される

成果4：耐震補強監督能力が強化される

(2) 調査対象地への渡航

本業務については、現段階では現地への渡航を想定していませんが、業務履行期間中に現地への渡航が可能となった場合には、業務の一部を現地渡航して実施することについて、受注者に協議に応じて頂きます。その際の旅費等については、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）に基づき、発注者が負担します。

現地渡航をおこなう場合、原則として、発注者の職員が同行します。

(3) 業務履行の確認プロセス

本業務は、エルサルバドル国「首都圏建物の耐震評価と耐震補強のための能力強化プロジェクト」の詳細計画策定調査の一環として、発注者が作成する文書（合意文書、報告書等）の一部を取りまとめることを目的としており、業務履行に当たっては、十分発注者と協議すること。

なお、発注者との協議頻度は、週1回を目途とする。また特に以下の段階においては、必ず発注者と打合せを行ったうえで、完了した業務内容とその後の業務方針について確認を得ることとする。

また、本調査に当たって、発注者は別途、「建築行政・耐震技術」分野についてコンサルタントを傭上する予定があるため、これら関係者とも密接に情報交換

を行うものとする。本調査の団員構成を以下に示す。

担当事項	所属
協力総括	JICA 地球環境部防災グループ第二チーム
協力企画	JICA 地球環境部防災グループ防災第二チーム
建築行政・耐震技術	別途備上予定
評価分析	本コンサルタント

全体会議等の予定は以下のとおりである。

対処方針会議：3月第1週

キックオフ会議：3月第4週

調査報告会：5月第2週

なお現地の情報収集、相手国側関係者との協議方法はオンライン会議等を使用することを想定する。

- 1) プロジェクト関係者への質問票の作成時
 - 2) プロジェクト関係者へのインタビュー、質問票の回収時
 - 3) 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）作成時
- (4) 現地傭人の雇用
- 本業務においては資料収集、資料・作成書類翻訳、オンライン会議設定の調整、オンライン会議・インタビュー等の際の通訳を目的として現地傭人1名の雇用を認めます。必要に応じ所要経費を入札価格に含めてください(定額とはしません)。
- (5) 機構からの便宜供与
- 発注者のエルサルバドル事務所による便宜供与事項は以下のとおり。
- 1) エルサルバドル側実施機関等関係者への質問票の配布及び回収は機構エルサルバドル事務所が必要に応じて代行します。
 - 2) エルサルバドル側実施機関等関係者へインタビューを行う場合、機構エルサルバドル事務所が連絡先を入手して、提供します。また、インタビューのアポイントメント等について、依頼文書等が必要な場合、支援を行います。
 - 3) 機構職員等が参加するキックオフミーティング等の大きな会議を開催する場合、機構にてテレビ会議等のアレンジを行います。

3. 業務の内容

- (1) 準備期間（2021年3月上旬）
- ① 要請書等から要請背景及び内容を把握する（要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析）。
 - ② 当該分野に係る既存の文献、関連報告書、類似する事業等の報告書等の収集・分析・内容把握を行う。また、JICAの類似案件の成果、課題、教訓を把握する。
 - ③ 上記をもとに相手国実施機関である OPAMSS 及び関係機関から情報収集すべき内容を検討し、調査事項を整理する。
 - ④ 相手国関係機関等と他ドナー（主に IDB、WB、EU、アンダルシア国際開発協

カ庁（AACID）、USAID、UNDP、DFID を想定）への事前質問項目（案）（英文・西文）と収集すべき資料リスト（案）（英文・西文）を作成する。その際、別途派遣される他分野の団員と内容が重複しないよう適宜調整する。作成した事前質問項目（案）（英文）、収集すべき資料リスト（案）（英文）は、インタビュー実施2週間前迄に JICA に提出すること。英語版への JICA からのフィードバックを踏まえ作成した事前質問項目（案）（西文）、収集すべき資料リスト（案）（西文）は、インタビュー実施迄に JICA に提出すること

- ⑤ プロジェクトの PDM (Project Design Matrix) 素案 (和文・英文・西文)、PO (Plan of Operation) 案 (和文・英文・西文) 及び事業事前評価表 (案) (和文) の担当分野関連部分を検討する。
- ⑥ JICA 職員が作成する、対処方針 (案)、Minutes of Meeting (M/M) (案)、Record of Discussions (R/D) (案) について、担当分野の観点からコメントする。
- ⑦ 調査団打ち合わせ、対処方針会議等に参加する。

(2) 本調査期間 (2021 年 4 月上旬～5 月上旬)

- ① JICA エルサルバドル事務所等との打ち合わせに参加する。
- ② 他団員と協力し、事前に相手国関係機関等へ配布した質問票の回収・分析、相手国関係機関等との協議・ヒアリングに参加し、当該プロジェクトの担当分野に関わる協力計画策定及び事前評価を行うために必要な情報・資料の収集、整理、分析を行う。具体的な情報収集内容は以下のとおり。なお、調査項目は JICA 側と相談のうえ他分野の団員と役割分担し、重複しないよう適宜調整すること。

【共通】

- (ア) 要請背景・要請内容
- (イ) エルサルバドルの耐震補強（既存建物及び新規建物）及び建替え分野に係る法制度・枠組み・基準・ガイドライン・マニュアルと本プロジェクトの位置づけ（建築行政・耐震技術団員のリードを想定）
- (ウ) 耐震補強及び建替え分野における法制度・枠組み・基準・ガイドライン・マニュアルの立案・承認プロセス（建築行政・耐震技術団員のリードを想定）
- (エ) 耐震補強及び建替え分野における年度予算の申請・承認・配賦・執行プロセス（建築行政・耐震技術団員のリードを想定）
- (オ) 実施機関である OPAMSS 及び関係省庁、関連民間業者を含む関連機関の組織体制、人員、予算とそれぞれ所掌業務、および耐震評価、耐震補強設計、工事施工に係る能力の現状（建築行政・耐震技術団員のリードを想定）
- (カ) 関連分野における他ドナーの援助動向・本プロジェクトとの連携可能性の検討（建築行政・耐震技術団員のリードを想定）
- (キ) 関連分野における JICA プロジェクト（既往案件含む）の状況と本プロジェクトとの連携／利活用ソース活用の可能性の検討（建築行政・耐震技術団員のリードを想定）
- (ク) パリ協定に基づき、各国が策定している「自国が決定する貢献」（NDC: Nationally Determined Contributions）

(<https://www4.unfccc.int/sites/NDCStaging/Pages/All.aspx>) について、開発と気候変動対策の統合的実施を推進する観点から、本事業と当該国の NDC との整合有無を確認の上、気候変動対策に資する活動の組み込みの検討(評価分析団員のリードを想定)

- (ケ) エルサルバドル国の防災及び建築に関する政策におけるジェンダー・多様性にかかる方針・当該国における他ドナーによる関連事業のジェンダー主流化事例収集及び本プロジェクトでの取組みの検討(評価分析団員のリードを想定)

【担当分野】

- (コ) プロジェクト実施に係る日本側負担事項と先方負担事項
 (サ) 事前評価案を作成するにあたり必要となる本案件に関する成果指標の所在、ターゲット層に関する各種基礎データ
 (シ) プロジェクト実施にあたり、リスクとなる事象に関連する情報(専門家執務場所候補、プロジェクト活動実施サイト候補、及びその経路候補に係り外務省渡航危険レベル2指定地域か否かの確認を含む)

- ③ 他団員と協力し、各面談の議事録を作成する。
- ④ 調査結果に基づき、本プロジェクトの実施案(プロジェクトの協力期間、実施体制、機材供与等 R/D 記載事項)を、JICA と相談のうえ、他分野の団員とともに検討する。
- ⑤ 調査結果及び相手国関係機関等のコメントを踏まえたうえで、JICA による PDM, PO 案(和文・英文・西文)、及び M/M 案(英文・西文)と R/D 案(英文・西文)の作成に協力する。
- ⑥ 実施機関に対する R/D 案を含む M/M 案への説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。
- ⑦ JICA エルサルバドル事務所等へ担当分野に係る調査結果を報告する。

(3) 本調査後整理期間(2021年5月上旬～5月下旬)

- ① 調査報告会に出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② 収集資料を分析・整理し、詳細計画策定調査報告書(案)(和文)の担当分野に係る部分を作成する。
- ③ 事業事前評価表(案)(和文)の作成に協力する。
- ④ 建築行政・耐震技術団員から得る情報も基にリスク管理チェックシートを作成する。
- ⑤ JICA が最終化する本プロジェクトの具体的な投入計画案(期間、投入、機材、実施手法、規模、外部条件及び留意点等)を、評価の観点から作成する。

4. 報告書等(成果品)

作成・提出する報告書等は以下のとおり。最終成果品の提出期限は2021年5月31日とする。

- (1) 詳細計画策定調査報告書（案）（和文）（電子データのファイルで提出）
- (2) 収集資料一式

(別紙)

報告書目次案

注) 本目次案は、発注段階での案であるため、最終的な報告書の目次は、調査の結果及び発注者との協議に基づき、最終確定するものとする。

第1章 調査の概要（評価分析団員作成）

- 1.1 背景
- 1.2 目的
- 1.3 調査団構成
- 1.4 調査日程
- 1.5 主要面談者

第2章 調査結果（建築行政・耐震技術団員／評価分析団員作成）

- 2.1 調査結果の概要

第3章 プロジェクト実施の背景

- 3.1 エルサルバドルの一般概況（社会・経済状況等）（建築行政・耐震技術団員作成）
- 3.2 自然環境・気象・地質・地形特性（建築行政・耐震技術団員作成）
- 3.3 防災及び耐震補強・建替え分野の現状・課題（建築行政・耐震技術団員作成）
- 3.4 防災及び耐震補強・建替えに関する法制度・政策・計画・予算（建築行政・耐震技術団員作成）
- 3.5 エルサルバドル政府及びOPAMSSによる耐震補強・建替え分野にかかる事業の実施状況、実績（建築行政・耐震技術団員作成）
- 3.6 過去の災害被害（建築行政・耐震技術団員作成）
- 3.7 防災及び耐震補強・建替え分野に関する関連機関（建築行政・耐震技術団員作成）
- 3.8 わが国の支援実績（建築行政・耐震技術団員作成）
- 3.9 関係ドナーによる支援実績（建築行政・耐震技術団員作成）
- 3.10 仙台防災枠組との関係（建築行政・耐震技術団員作成）
- 3.11 気候変動に関する政策（建築行政・耐震技術団員作成）
- 3.12 ジェンダー配慮に関する政策（建築行政・耐震技術団員／評価分析団員作成）
- 3.13 その他の配慮事項（建築行政・耐震技術団員／評価分析団員作成）

第4章 耐震補強・建替えの現状と課題（建築行政・耐震技術団員作成）

- 4.1 既存建造物の耐震補強・建替えに関する状況・実情
- 4.2 既存建造物の耐震補強・建替えに関する課題
- 4.3 既存建物耐震補強・建替えの評価から完工までのプロセスに係る法、基準、ガイドライン、マニュアル等のレビュー
- 4.4 既存建物耐震補強・建替えに関する組織体制（関連省庁、組織、民間業者も含む）

- 4.5 既存建物耐震補強・建替え予算の現状と課題
- 4.6 カウンターパート機関及び民間業者を含む関連機関の組織体制
 - 4.6.1 組織体制
 - 4.6.2 人員配置

第5章 プロジェクトの内容（評価分析団員作成）

- 5.1 プロジェクトの概要
- 5.2 プロジェクト活動（調査項目）、成果
- 5.3 両国の投入計画
- 5.4 プロジェクトの実施体制
- 5.5 他機関との連携
- 5.6 プロジェクト実施上の留意点

付属資料

- 1. 要請書
- 2. 署名協議議事録（R/D 案ほか PDM 案・PO 案等添付資料含む）
- 3. 面談議事録一式
- 4. 収集資料リスト
- 5. インタビュー質問票

以上

第3章 技術提案書作成要領

技術提案書を作成するにあたっては、「第2章 特記仕様書」に記載されている内容等を技術提案書に十分に反映させることが必要となりますので、その内容をよく確認して下さい。

1. 技術提案書の構成

技術提案書に記載すべき内容・構成と頁数目安は次表のとおりです。

記載事項	頁数目安
表紙	
1 コンサルタント等の法人としての経験、能力 (1) 類似業務の経験 類似業務：評価分析に係る各種調査 (2) 当該業務実施上のバックアップ体制（本邦／現地）	4頁以下 2頁以下
2 業務の実施方針等 (1) 課題に関する現状認識 (2) 業務実施の基本方針 (3) 作業計画／要員計画 (4) その他	2頁以下 3頁以下 1頁以下 1頁以下
3 業務従事予定者の経験、能力等 (1) 評価対象業務従事者の経歴	5頁以下

注) IS09001等の品質保証システムや語学能力等の認定書は上記頁数の目安には含まれません。

2. 技術提案書作成に係る要件・留意事項

以下、本業務に係る技術提案書作成に際して、留意頂くべき要件・留意事項について、以下のとおり整理します。

(1) 業務の工程

「第2章 特記仕様書 3.業務の内容」を参照し、求められている業務の工程を確認してください。

(2) 業務量の目途

機構が想定する業務量の目途は次のとおりです。以下の数字は、機構が想定する目途ですので、競争参加者は、「第2章 特記仕様書」に示した業務に応じた業務量を算定してください。

(全体) 約 1.5人月 (国内作業のみを想定)

(3) 業務従事者の構成

業務従事者の構成は、以下の分野を担当する1名を想定しています。

・ 評価分析（3号）

ただし、競争参加者は、業務内容及び業務工程を考慮の上、業務従事者の構成を自由に提案して差し支えありません。ただし、評価対象は1名のみとしますので、複数名で分担する提案を行う場合には、評価対象とする1名についてのみ、業務従事予定者経歴書を提出してください。

(4) 業務従事者の評価に際しての類似業務／対象国／語学力

評価対象者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者：業務主任者／評価分析】

- a) 類似業務経験の分野：類似業務：評価分析に係る各種調査
- b) 対象国又は同類似地域：エルサルバドル国及びその他の全途上国
- c) 語学能力：英語（スペイン語ができるとなお望ましい）英・西語の証明書がある場合は提出すること。

(5) 評価対象者の制限

評価対象者は、自社の経営者又は自社と雇用関係にある技術者（「専任の技術者」と称します。）としてください。

(6) 外国籍人材の活用

外国籍人材の活用を認めます。

なお、評価対象者に外国籍人材を活用する場合で、評価対象者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

(7) 配布資料／閲覧資料等

1) 配布資料

- 要請書
- OPAMSS とのリモート打合せ議事メモ
- Formulario de Evaluation Unica Post-Sismo(既存建物状態診断フォーマット)(西語)
- Informe Final Comite de Evaluacion Tecnica de Danos de Emergencia Nacional(被害想定に係る最終報告書(2001年の地震後に実施))(西語)
- Reglamento Para la Seguridad Estructural de las Construcciones RESESCO(建設の構造安全性に係る規制(法規))(西語)
- Norma Técnica Diseño por sismo(耐震設計に係る技術基準)(西語)
- Ley de Desarrollo y Ordenamiento Territorial del Area Metropolitana de SanSalvador y de los Municipios Aledanos y su Reglamento(サンサルバドル首都圏及び近隣地域における都市開発・土地計画法と規制(法規))(西語)

3. 技術提案書作成上の留意点

具体的な記載事項や留意点について以下に説明します。

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

業務を実施するにあたっては、後述するように、当該業務に直接的に従事する

各団員の経験や能力等はもとより、コンサルタント等の法人としての業務経験、法人としての業務実施体制等も業務を円滑に実施するための重要な要件ですので、本項目ではこれらを総合的に記述して下さい。

記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2019年4月)」I.の「1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(1) コンサルタント等の法人としての経験・能力」を参照してください。ただし、類似業務実績は3件までとし、様式4-1(その2)を使用してください。

(2) 業務の実施方針等

「第2章 特記仕様書」について競争参加者が理解した内容や課題認識、業務の基本方針などについて記述して下さい。他の文献等の内容を引用した場合には、その出典・引用元を必ず明らかにして下さい。

1) 課題に関する現状認識

本業務にあたり、現時点で競争参加者が認識している以下の項目について整理の上、記述して下さい。

- 類似案件業務経験の知見を踏まえた、本プロジェクト実施に関して現時点で想定される外部条件、前提条件及びリスク

2) 業務実施の基本方針

「第2章 特記仕様書」で示した内容及び上記1)の課題に関する現状認識の下、競争参加者がどのような方針で業務に臨むのか記述して下さい。

運営面では当該業務実施のために特に配慮すべき実施体制等を、また、技術面では当該業務の目的等を理解した上でどのような事柄に留意し業務を実施するのかを検討した上で記述して下さい。なお、「第2章 特記仕様書」に記載されている調査項目を基にしつつも、調査に期待される成果に鑑み、追加すべき調査事項等あれば、提案して下さい。

特に、本業務では現地への渡航を想定していないため、遠隔での情報収集等の方針等(オンラインによる面談、ローカルリソースの活用等)について、可能な限り具体的に記述して下さい。

3) 作業計画/要員計画

上記「2) 業務実施の基本方針」での提案内容に基づき、作業計画を記述して下さい。

4) その他

相手国政府又は機構(機構の現地事務所を含む。)からの便宜供与等に関し、業務を遂行するに当たり希望する事項があれば記載して下さい。

(3) 評価対象者の経験・能力等

本件業務に業務主任者として従事する評価対象者の経験・能力等について記述して下さい。

記述に際しては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2019年4月)」I.の「1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(3) 業務従事予定者の経験・能力」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

(4) 技術提案書の形式等

技術提案書を提出する場合の体裁等は、以下のとおりとしてください。

➤ 形式

技術提案書は、A4版（縦）、原則として1行の文字数を45字及び1ページの行数を35行程度として下さい。関連する写真等を掲載する場合には、目次の前として下さい。

➤ 構成・分量

「1. 技術提案書の構成」に記載した頁数を目安として作成して下さい。

別紙：評価表

評価表

評価項目	評価基準(視点)	配点
1. コンサルタント等の法人としての経験、能力		20
(1) 類似業務の経験	<ul style="list-style-type: none"> ● 類似業務については実施件数のみならず、業務の分野(内容)と形態、発注業務との関連性並びに実施国の類似性に鑑み総合的に評価する。 ● 類似業務はJICA発注業務に限らず、国際機関等での類似案件業務経験も評価する。国際機関や途上国政府機関からの直接受注については、業務実績の多様性等の観点から、高く評価する。 ● 国内における類似業務も、業務内容の類似度合いに応じ海外業務に準じて評価する。 ● 概ね過去10年までの類似案件を対象とし、より最近のものに対し高い評価を与える。 	12
(2) 当該業務実施上のバックアップ体制(本邦/現地)	<ul style="list-style-type: none"> ● 現地支援体制や社外有識者の支援など、業務の質・効率向上のための体制が整備されているか。支援内容が具体的か。 ● ISO9001等の品質保証システムの認証を受けているか。 ● 安全管理、報告書作成体制(校正や翻訳の質を確保するための体制)が整備されているか。 ● 次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん認定・プラチナくるみん認定」、若者雇用促進法に基づく「ユースエール認定」、女性活躍推進法に基づく「えるぼし認定」を受けている場合は評価する。 	8
2. 業務の実施方針等		40
(1) 課題に対する現状認識	<ul style="list-style-type: none"> ● 提示した課題について、広い視野から全体像が把握されているか。 ● 課題について総花的な記述ではなく、課題の核心を捉えた記述となっているか。 ● 抽象的な記述ではなく、具体的な事例や統計データ等に基づいた記述となっているか。 ● 記述内容について、適切に出典を伴った根拠が示されているか。 	16
(2) 業務実施基本方針の的確性	<ul style="list-style-type: none"> ● 業務の目的及び課題認識等に基づき業務実施のクリティカルポイントを押しえ、これに対応する業務方針が示されているか。 ● 途上国での業務という制約条件を適切に認識した業務実施の実現可能性や作業の具体性が確保されているか。 	10
	<ul style="list-style-type: none"> ● 遠隔での作業が必要となる業務について、具体的で、実現性が高く、効率・効果的な実施方針が提案されているか。 	10
(3) 作業計画の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ● 各作業を適正に実施できる業務フローとなっているか。 	4

3. 業務主任者の経験・能力		40
イ 類似業務の経験	<ul style="list-style-type: none"> ● 類似業務の多寡、類似程度や関連業務実施の経験等に鑑み総合的に評価する。 ● 類似業務は機構の発注業務に限らず、国際機関等での類似案件業務経験も評価する。国際機関や途上国政府機関からの直接受注については、業務実績の多様性等の観点から、高く評価する。 ● 国内における類似業務も、業務内容の類似度合いに応じ海外業務に準じて評価する。 ● 最近10年程度の経験にプライオリティをおき評価する。 	20
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	<ul style="list-style-type: none"> ● 評価対象となる業務は海外業務全体とするが、視察、学会出席等は含めない。 ● 発注業務の質、効果効率の向上につながる経験を重視する。 ● 業務従事の長短を考慮する。 	8
ハ 語学力	<ul style="list-style-type: none"> ● 指定の外国語レベルについて、検定等の成績を評価基準に照らして評価する。 	7
ニ 業務主任者等としての経験	<ul style="list-style-type: none"> ● 最近10年に実施した業務主任経験（副業務主任経験を含む。）にプライオリティをおき評価する。 ● 海外業務の経験を国内業務に比し高く評価する。 	2
ホ その他学位、資格等	<ul style="list-style-type: none"> ● 過去に発注業務と関連性の強い学歴（専門性）、資格などがあるか。 ● 英・西語の証明書がある場合は提出すること。 	3

第4章 経費積算に係る留意事項

本業務に係る経費を積算するに際し、留意すべき点について記載します。競争参加者は、以下に記載される留意点を十分理解した上で、積算を行って下さい。

なお、当機構の「コンサルタント等契約」（本業務に係る契約も「コンサルタント等契約」です。）に係る業務価格の積算の考え方については、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（QCBS方式対応版）」（2020年4月）（下記URL参照）にて、その基本的な考え方が理解いただけるものと考えます。ただし、本件は入札による選定であり、同ガイドラインの適用対象外ですので、あくまで「考え方」の参考としてご参照下さい。

https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation_qcbs.html

1. 本案件に係る業務量の目途

「第3章 技術提案書作成要領」の2.（2）に記載している機構が想定する業務量の目途を参照して下さい。

2. 入札金額内訳

落札者に対しては、当該落札金額の内訳を示す入札金額内訳書（「別添様式集」参照）の提出を求めます。入札金額内訳書の作成については次の通りとします。

（1）費目構成

本業務で提出する入札金額内訳書においては、費目の構成を次の通りとします（別添様式1-2参照）。

本業務については、現地への渡航を現時点では想定していませんので、航空賃や現地関連費のうち、日当・宿泊料などの旅費についての計上はないと考えています。

		内 容
I. 報酬		業務を実施・完成させることに対する報酬
II. 直接経費	（1）旅費（航空賃）	本邦又は第三国から対象国への航空賃
	（2）現地関連費	① 旅費（日当・宿泊費） 業務従事者にかかる日当・宿泊料などの旅費 ② 一般業務費（現地支出分） 現地通訳費、車両関連費等の現地で支出する直接経費
	（3）国内関連費	一般業務費のうち、国内で支出する直接経費
	（4）機材費	機材購入費・輸送費等
	（5）再委託費	業務の一部を再委託（下請負）するための経費（機構が認める場合に限る。）
III. 消費税		消費税及び地方消費税

(2) 報酬額の積算

報酬の額は、業務従事者ごとの報酬単価（月額）に業務量（業務人月）を乗じて積算して下さい。

業務人月は、現地業務は拘束日 30 日、国内業務は実働日 20 日で 1 人月として積算して下さい。

ただし、本業務については、現地への渡航を現時点では想定していません。

(3) 直接経費の積算

直接経費は、報酬以外に実支出に基づいた支払いとすべき費用を計上して下さい。ただし、実支出の確認は、定額で計上を求める経費を除き、合意された単価に実績（例：渡航回数、現地での業務従事人月等）を乗じて、支払額を確定することを原則とします。

3. 定額で計上する経費

該当経費はありません。

第5章 契約管理及び契約金額の確定（精算）に係る留意事項

経費確定（精算）報告書の作成にあたっては、以下を参照して下さい。

http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/20151013_02.html

1. 数量等の確認を必要とする費用

入札内訳書に記載される内訳別に、数量確認を必要とする費用を以下に示します。数量等確認の有無については、「有」又は「無」の記載のとおりです。

費用項目		数量等実績確認の有無
I. 報酬		無：
II. 直接経費	(1) 旅費（航空賃）	有：渡航回数を確認
	(2) 現地関連費	有：現地業務人月（人日）を確認 注）ただし、現地業務人月に関係しない経費については、数量等の実績確認は行わない。
	(3) 国内関連費	無
	(4) 機材購入費	有：購入された機材の内容と契約終了時の取扱いを確認
	(5) 再委託費	無：

ただし、本業務については、現地への渡航を現時点では想定していませんので、航空賃や現地関連費のうち日当・宿泊料などの旅費についての計上はないと考えています。

すなわち、現地業務人月に関係する（比例する）現地関連費や機材購入費の計上がなければ（これらの計上がない可能性が高いと考えています。）、本契約においては、業務完了及びのその確認・検査に基づき、契約金額全額が、数量等の実績確認や実支出の確認（証憑書類等の確認）なしに、支払を行うこととなります。「業務従事者の従事計画・実績表」の提出も不要となります。

2. 留意事項

受注者の責によらない止むを得ない理由で、業務量を増加させる場合には、機構と協議の上、両者が妥当と判断する場合には、契約変更を行うことができます。受注者は、かかる事態が起きた時点で速やかに担当事業部と相談して下さい。

【契約管理について】

本契約についても「業務実施契約における契約管理ガイドライン（2018年5月）」が適用されます。

しかしながら、上述のとおり、契約金額に「精算を要しない金額」が含まれ、これら金額については、同ガイドラインの適用が限定されることとなります。

適用の限定について、同ガイドライン「4. 契約履行プロセスにおける具体的な契約管理」にそって、具体的に記載すると以下のとおりです。

- (1) 契約締結時における確認事項
適用されます。ただし、「4) 要員に係る合意事項」については、入札によって既に契約金額に含まれるべき「報酬」が確定しているため、不要です。
- (2) 業務計画書等の提出
適用されます。
- (3) 費目間流用
定額計上した「直接経費」のみを対象に適用されます。
- (4) その他契約金額内訳に係る事項
定額計上した「直接経費」のみを対象に適用されます。ただし、「5) 旅費の分担について」は、定額計上か否かにかかわらず、適用されます。
- (5) 業務従事者の確定・交代
業務従事者の確定・交代については、「業務従事者の専門性の確認」の視点から確認させていただきます。
- (6) 現地再委託契約
「再委託費」が定額計上した「直接経費」である場合に限り、適用されます。
- (7) 機材調達・管理
「機材費」が定額計上した「直接経費」である場合、適用されます。ただし、「4) 調達した機材の確認」については、定額計上か否かにかかわらず、適用されます。
- (8) 本邦研修受入れ
適用されます。
本邦研修受入れに係る直接経費は、原則、定額計上するよう指示する「直接経費」として取扱われることを想定しています。
- (9) 契約の変更
適用されます。
- (10) 不可抗力
適用されます。
- (11) 業務の完了
適用されます。ただし、「2) 継続契約がある場合の一般業務費の支出」については、当該一般業務費が定額計上した「直接経費」である場合に限り、適用されます。

以 上

第6章 契約書（案）

業務実施契約書（案）

- 1 業務名称：エルサルバドル国首都圏建物の耐震評価と耐震補強のための能力強化プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）（一般競争入札（総合評価落札方式））
- 2 業務地： 日本国内
- 3 履行期間： （西暦で記入）年 月 日から
（西暦で記入）年 月 日まで
- 4 契約金額： 円
（内 消費税及び地方消費税の合計額 円）

頭書業務の実施について、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名を記載（以下「受注者」という。）とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（契約書の構成）

- 第1条 本契約は、本契約書本体の他、本契約の一部としての効力を持つ次に掲げる各文書により構成される。
- （1）業務実施契約約款（以下「約款」という。）
 - （2）附属書Ⅰ「共通仕様書」
 - （3）附属書Ⅱ「特記仕様書」
 - （4）附属書Ⅲ「契約金額内訳書」

（監督職員等）

- 第2条 約款第6条に定める監督職員及び分任監督職員は以下の職位にあるものとする。
- （1）監督職員： 地球環境部 防災グループ 防災第二チームの課長
 - （2）分任監督職員： なし

（「契約金額の精算」条項の変更）

- 第3条 本契約においては、約款第15条第1項に基づき受注者が請求できる金額は次の各号のとおり確定する。
- （1）直接経費のうち、国内関連費、機材費及び再委託費
国内関連費、機材購入費及び再委託費については、契約金額内訳の額をもって金額を確定する。
 - （2）報酬
契約金額内訳の額をもって金額を確定する。

（共通仕様書の変更）

第4条 本契約においては、附属書I「共通仕様書」のうち、次に掲げる条項については、共通仕様書の規定によらず、次のとおり変更するものとする。

(1) 第9条 業務関連ガイドライン

「(7)コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(2020年4月)」を削除する。

(2) 第26条 契約金額精算報告書

本条を削除する。

(3) 第27条 航空賃の取扱い

本条を削除する。

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各自1通を保持する。

2000年00月00日

発注者

東京都千代田区二番町5番地25

独立行政法人国際協力機構

契約担当役

理事 植嶋 卓巳

受注者

業務実施契約約款

※ 機構 Website「調達情報」> 調達ガイドライン・様式 > 様式 業務実施契約
(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)
にある「契約約款(調査業務)」に示す通りとします。

附属書 I 「共通仕様書」

※ 機構 Website「調達情報」> 調達ガイドライン・様式 > 様式 業務実施契約
(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)
にある「附属書 I (共通仕様書)」に示す通りとします。

[附属書Ⅲ]

契約金額内訳書

I. 報酬	●●, ●●●, 000円 (内訳別表)
II. 直接経費	●, ●●●, 000円
(1) 旅費(航空賃)	●●●, 000円
1) Cクラス:	●●●, 000円×○往復=●●●, 000円
2) Yクラス:	●●●, 000円×○往復=●●●, 000円
(2) 現地関連費	●●●, 000円
内訳:	●●●, 000円×○. ○人月
(3) 国内関連費	●●●, 000円 (一式)
(4) 機材費	●●●, 000円 (例: 定額計上)
(5) 再委託費	●●●, 000円 (一式)
III. 小計	●●, ●●●, 000円
IV. 消費税等	●, ●●●, ●00円 (10%)
V. 合計	●●, ●●●, ●00円

- 旅費(航空賃)及び現地関連費は、「業務従事者の従事計画・実績表」をもとに数量を確認の上、精算金額を確定する。
- 定額計上した直接経費は、処々に基づき精算する。

別表：報酬内訳

担当業務	格付 (号)	月額 (円)	業務人月	金額 (円)
合 計				

別添様式集

第 1 入札に関する様式

- 別添様式 1 - 1 入札書
- 別添様式 1 - 2 入札金額内訳書

第 2 技術提案書作成要領に関する様式

- 別添様式 2 - 1 技術提案書頭紙
- 別添様式 2 - 2 技術提案書表紙

(別添様式 1 - 1)

入 札 書

2000年 月 日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事 殿

住所
商号／名称
代表者役職・氏名

印

印

案件名
(一般競争入札(総合評価落札方式))
調達管理番号：

標記の件について、入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ、一括下記のとおり入札いたします。

金								0	0	円
---	--	--	--	--	--	--	--	---	---	---

(消費税及び地方消費税●, ●●●, ●〇〇円を含む。)

* 消費税及び地方消費税を含んだ金額とすること。

以 上

入札書への添付は不要です。落札後、落札者のみから提出を求めるものです。契約金額の内訳を協議するための資料ですので、押印は不要です。

(別添様式 1 - 2)

入札金額内訳書

2000年 月 日

商号／名称

件名：案件名

(一般競争入札(総合評価落札方式))

標記一般競争入札において応札した入札金額の内訳を以下のとおり提示します。

I 報酬	円
II 直接経費	円
(1) 旅費(航空賃)	円
(2) 現地関連費／旅費(日当・宿泊費)	円
(3) 現地関連費／一般業務費(現地支出分)	円
(4) 国内関連費／一般業務費(国内支出分：報告書印刷費等)	円
(5) 機材購入費	円
(6) 再委託費	円
合 計	円
消費税及び地方消費税の合計金額	円
総 計 (入札金額)	円

(別添様式 1 - 2)

I 報酬 円

担当業務	格付 (号)	月額 (円)	作業人月	金額 (円)
小 計				

II 直接経費 円(1) 旅費 (航空賃) 円

担当業務	航空券 クラス (C/Y)	回数	航空賃単価 (円)	金額 (円)
小 計				

(別添様式 1 - 2)

(2) 旅費 (日当・宿泊費) 円

担当業務	格付 (号)	滞在費				金額 (円)	
		日当 (円)		宿泊費 (円)			
		×	=		×	=	
小 計							

(3) 一般業務費 (現地支出分) 円

費 目	内 訳	単価 (円)	数量	金額 (円)	備 考
合 計					

(別添様式 1 - 2)

(4) 一般業務費 (国内支出分 : 報告書印刷費等)

 円

費目	内訳	単価 (円)	数量	金額 (円)	備考
合計					

(5) 機材購入費

 円

費目	内訳	単価 (円)	数量	金額 (円)	備考
合計					

(6) 再委託費

 円

費目	内訳	単価 (円)	数量	金額 (円)	備考
合計					

(別添様式 2 - 1)

2000年 月 日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事 殿

《全省庁統一資格業者コード》
《コンサルタント等の名称》
《代表者名》 印

〇〇〇国《案件名》(調達管理番号: XXX)
に係る技術提案書及び入札書の提出について

標記業務に係る技術提案書及び入札書を下記のとおり提出いたします。

提出にあたり、(共同企業体を代表して、)以下の項目について誓約いたします。

- (1) 本案件に関連し、独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程に基づく措置の対象となり得る行為を行わない。
- (2) 現在及び将来にわたって、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号)に規定する「反社会的勢力」に該当せず、また関与・利用等を行わない。
- (3) 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えている。

記

技術提案書

入札書

以上

独立行政法人国際協力機構
〇〇〇国 《案件名》
(調達管理番号 : XXX)
技術提案書

年 月

<全省庁統一資格業者コード>
コンサルタント等の名称

担当者名 :
電話番号 :
FAX 番号 :
e-mail アドレス :
緊急連絡先 :